

様式 1 公表されるべき事項

独立行政法人国立美術館の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

国立美術館は、美術館を設置して、美術(映画を含む)に関する作品その他資料を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、これに関連する調査及び研究並びに教育及び普及の事業等を行うことにより、芸術その他の文化の振興を図ることを目的としている。そうした組織の中で、理事長は、法人全体の活動を総括する一方で、我が国における芸術文化の創造と発展、国民の美的感性の育成を使命とし、美術振興の中心拠点として、高いマネジメント能力やリーダーシップに加え、高度な専門性が求められる。理事においてもこれら多岐に渡る業務を遂行する理事長の職務を補佐するにあたり、相当の能力と専門性が求められる。以上により役員報酬の設定にあたっては、国家公務員の指定職、文化分野の保存・活用等を図ることを主要な業務とする他法人の長を参考とした。

② 令和5年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

独立行政法人国立美術館役員報酬規則により、役員に支給される報酬のうち、期末特別手当においては、文部科学大臣が行う業績評価、役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案して理事長が決定する評価に基づき、期末特別手当の額の100分の10の範囲内で、これを増額し、又は減額した額とすることができるものとしている。令和5年度においては、業績反映という観点では、特に顕著な業績や失態がなかったと判断し、役員報酬の増減は行っていない(ただし人事院勧告に基づく報酬額の引上げは実施した)。

③ 役員報酬基準の内容及び令和5年度における改定内容

法人の長

役員報酬支給基準は、月額及び期末特別手当から構成されている。月額については、独立行政法人国立美術館役員報酬規則に則り、俸給月額(965,000円)及び地域手当の月額、並びに俸給月額及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額、並びに俸給月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の162.5、12月に支給する場合においては100分の167.5を乗じて得た額としている。また、文部科学大臣が行う業績評価の結果を勘案して、前項の規定による期末特別手当の額の100分の10の範囲内で、これを増額し、又は減額した額とすることができることとしている。なお、令和5年度においては、人事院勧告に基づき、国家公務員指定職俸給表と同等の報酬額及び期末特別手当支給割合の改定(引上げ)を実施した。

理事

役員報酬支給基準は、法人の長と同様である。月額については、独立行政法人国立美術館役員報酬規則に則り、俸給月額(706,000円から965,000円の範囲内)及び地域手当の月額、並びに俸給月額及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額、並びに俸給月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の162.5、12月に支給する場合においては100分の167.5を乗じて得た額としている。また、文部科学大臣が行う業績評価の結果を勘案して、前項の規定による期末特別手当の額の100分の10の範囲内で、これを増額し、又は減額した額とすることができることとしている。なお、令和5年度の報酬額等改定についても法人の長と同様である。

理事(非常勤)

独立行政法人国立美術館役員報酬規則に則り、非常勤役員手当として月額120,000円としている。なお、令和5年度においては改定は行っていない。

監事(非常勤)

独立行政法人国立美術館役員報酬規則に則り、非常勤役員手当として月額120,000円としている。なお、令和5年度においては改定は行っていない。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	令和5年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 19,671	千円 11,616	千円 5,562	千円 (地域手当) 2,493 (通勤手当)			※
A理事	千円 13,719	千円 7,466	千円 4,711	千円 (地域手当) 1,542 (通勤手当)		R6.1.5	◇
B理事	千円 2,750	千円 2,209	千円 0	千円 (地域手当) 541 (通勤手当)	R6.1.6		◇
C理事	千円 11,388	千円 7,386	千円 2,430	千円 (地域手当) 1,572 (通勤手当)	R5.7.1		※
D理事 (非常勤)	千円 1,440	千円 1,440	千円 0	千円 ()			
A監事 (非常勤)	千円 1,440	千円 1,440	千円 0	千円 ()			※
B監事 (非常勤)	千円 1,440	千円 1,440	千円 0	千円 ()			

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長

国立美術館は、美術館を設置して、美術(映画を含む。)に関する作品その他資料を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、これに関連する調査及び研究並びに教育及び普及の事業等を行うことにより、芸術その他の文化の振興を図ることを目的としている。

そうした組織の中で、理事長は、法人全体の活動を総括する一方で、我が国における芸術文化の創造と発展、国民の美的感性の育成を使命とし、美術振興の中心拠点として、高いマネジメント能力やリーダーシップに加え、高度な専門性が求められる。

また、理事長の年間報酬額は、事務次官の年間給与額(2,323万円)と比較してもそれを下回っている。文化分野の保存・活用を図ることを主要な業務とする他法人の長の年間報酬額(約1,700万円)と比すると200万円超上回っているが、これは地域手当の差に起因するものであって俸給額としては同水準であるため、こうした職務内容の特性や他法人等との比較を踏まえても、報酬水準は妥当であると考えられる。なお、令和5年度報酬総額は令和4年度に比べ増となったが、これは令和5年度人事院勧告に基づき国家公務員指定職と同等の報酬額の改定を行ったためである。

理事

理事の職務においては、上記理事長の多岐に渡る業務を補佐するにあたり、相当の専門性を求めている。その報酬は、国家公務員における指定職俸給表をベースとして算定しており、文化分野の保存・活用等を図ることを主要な業務とする他法人の理事の年間報酬額(約1,600万円)とも同水準となっている。こうした職務内容の特性や他法人等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事(非常勤)

理事(非常勤)については、国家公務員における指定職俸給表1号俸相当をベースに、業務内容、想定勤務日数、勤務状況等を総合的に勘案し算出している。また、文化分野の保存・活用を図ることを主要な業務とする他法人の理事(非常勤)の報酬額との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

監事(非常勤)

監事(非常勤)については、国家公務員における指定職俸給表1号俸相当をベースに、業務内容、想定勤務日数、勤務状況等を総合的に勘案し算出している。また、文化分野の保存・活用を図ることを主要な業務とする他法人の監事(非常勤)の報酬額との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

【主務大臣の検証結果】

職務内容の特性や国家公務員指定職適用官職、他の同規模の独立行政法人、民間企業との比較などを考慮すると、役員の報酬水準は妥当であると考えられる。

4 役員の退職手当の支給状況(令和5年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
法人の長	千円 該当なし	年	月			
理事	千円 該当なし	年	月			
理事 (非常勤)	千円 該当なし	年	月			
監事 (非常勤)	千円 該当なし	年	月			

注:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

5 退職手当の水準の妥当性について

【主務大臣の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	該当なし
理事	該当なし
理事 (非常勤)	該当なし
監事 (非常勤)	該当なし

注:「判断理由」欄には、法人の業績、担当業務の業績及び個人的な業績の検討結果を含め、業績勘案率及び退職手当支給額の決定に到った理由等を具体的に記入する。

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

当法人においては、期末特別手当について、独立行政法人国立美術館役員報酬規則に則り、文部科学大臣が行う業績評価の結果を勘案して、前項の規定による期末特別手当の額の100分の10の範囲内で、これを増額し、又は減額した額とすることができることとしている。

Ⅱ 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

独立行政法人通則法第50条の10第3項に基づき、業務の実績を考慮し、かつ、社会一般情勢(国家公務員の給与水準)に適合するよう、学歴、試験、経験及び職務の責任の度合いを基に給与水準を決定している。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

勤務評定等の結果を踏まえた勤務成績を考慮し、昇格、昇給の実施及び勤勉手当の成績率の決定を行っている。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
俸給月額 (昇格)	従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価により1級上位の級に昇格させることができる。
俸給月額 (昇給)	昇給期間における勤務成績等に応じて、上位の号俸に昇給させることができる。
賞与: 勤勉手当 (査定分)	基準日以前6箇月以内の期間における、勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給される。

③ 給与制度の内容及び令和5年度における主な改定内容

独立行政法人国立美術館職員給与規則に則り、俸給及び諸手当(扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、超過勤務手当、休日出勤手当、夜勤手当、管理職手当、主任研究員手当、期末手当及び勤勉手当)としている。

期末手当については、期末手当基準額(俸給+扶養手当+地域手当+役職段階別加算額+管理職加算額)に支給割合を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合(在職期間別割合)を乗じて得た額としている。

勤勉手当については、勤勉手当基準額(俸給+地域手当+役職段階別加算額+管理職加算額)に成績率を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合(期間率)を乗じて得た額としている。

なお令和5年度は、国家公務員の給与改定に準拠し、①人事院勧告による官民較差等の状況を踏まえ、俸給水準を平均1.1%引き上げ(令和6年1月期において令和5年4月に遡及して引き上げを実施)、②期末手当支給割合及び勤勉手当成績率の引き上げ(年間0.1ヶ月分※各手当に0.05ヶ月分ずつ配分)の改定等を実施した。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	令和5年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
常勤職員	人 104	歳 45.9	千円 8,020	千円 5,917	千円 153	千円 2,103
事務・技術	人 49	歳 42.2	千円 6,605	千円 4,852	千円 169	千円 1,753
研究職種	人 55	歳 49.3	千円 9,281	千円 6,867	千円 138	千円 2,414
技能・労務職種	人 —	歳 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —

任期付職員	人 9	歳 48.4	千円 10,180	千円 7,378	千円 119	千円 2,802
研究職種	人 5	歳 33.3	千円 6,115	千円 4,491	千円 89	千円 1,624
指定職種	人 4	歳 67.3	千円 15,262	千円 10,987	千円 158	千円 4,275

再任用職員	人 —	歳 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —
研究職種	人 —	歳 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —

非常勤職員	人 44	歳 47.3	千円 6,138	千円 6,116	千円 129	千円 22
事務・技術	人 19	歳 47.8	千円 5,194	千円 5,143	千円 116	千円 51
研究職種	人 25	歳 47	千円 6,856	千円 6,856	千円 140	千円 0

注1：常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

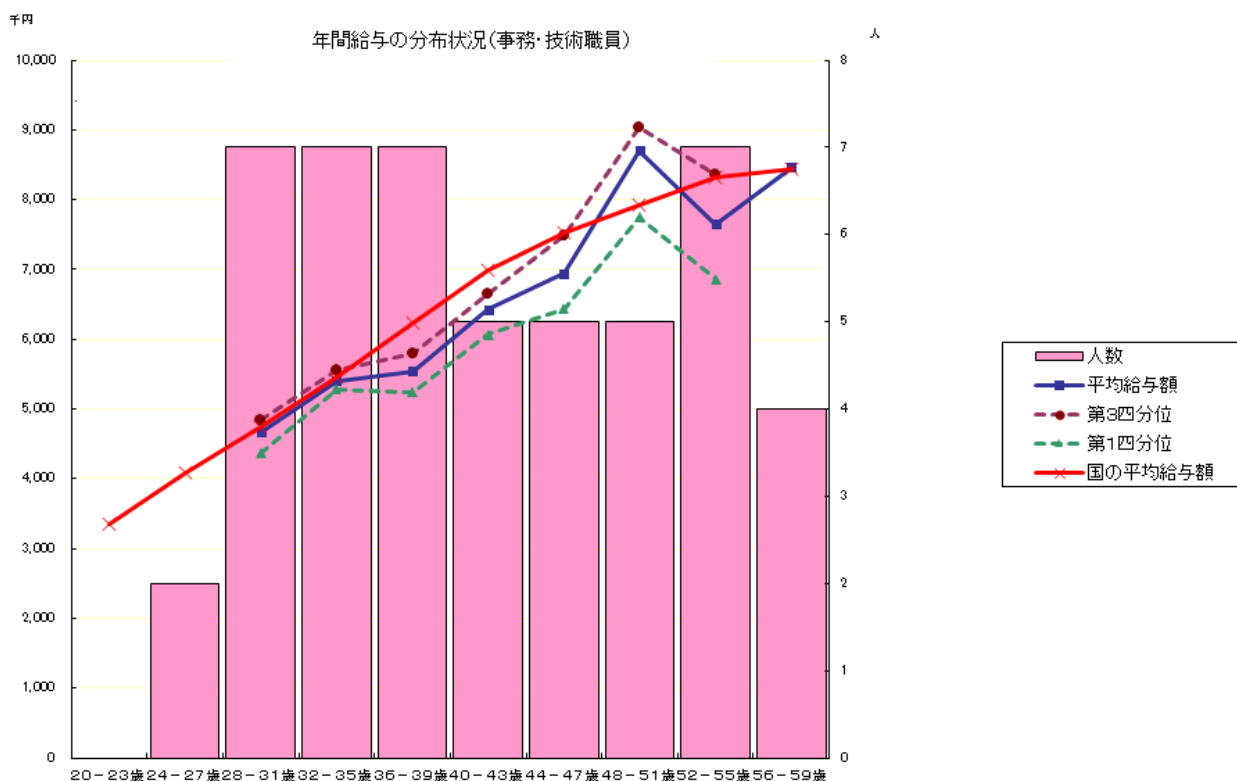
注2：技能・労務職種とは、守衛の業務、又は映写技術に関する業務に従事する職種をいう。

注3：技能・労務職種の該当者は2人以下の為、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、職種のみ記載している。

注4：再任用職員の該当者は2人以下の為、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、該当者のいる職種のみ記載している。

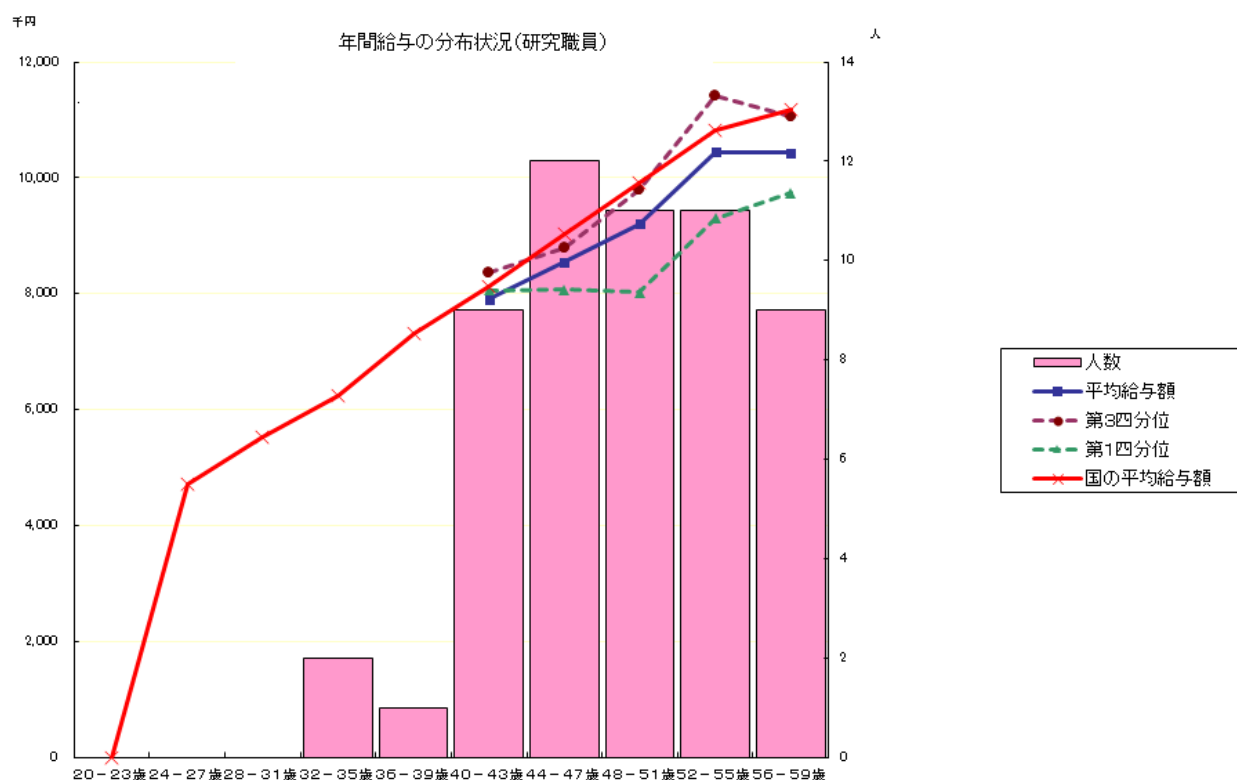
注5：常勤職員、非常勤職員のうち医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)及び教育職種(高等専門学校教員)、在外職員については、該当する者がいないため欄を省略した。

② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員／研究職員〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、④まで同じ。〕)



注1: ①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。

注2: 年齢24-27歳及び56歳-59歳の該当者については4人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、第1・第3四分位を表示していない。



注3: 32歳-35歳、36歳-39歳の該当者については4人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、第1・第3四分位を表示していない。

③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員／研究職員)
(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額		
			平均	最高～最低	
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
本部部長	2				
本部室長	3	54.5	7,833		
本部係長	5	42.9	6,191	6,859	5,557
本部主任	4	35.8	5,540		
本部係員	7	31.6	4,816	5,361	4,241
地方課長	3	49.5	8,821		
地方室長	4	50.5	8,031		
地方係長	12	47.1	6,690	8,066	5,440
地方主任	4	35.5	5,239		
地方係員	5	31.1	4,505	5,118	4,128

注1: 本部部長の該当者は2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均年齢以下の項目を記載していない。

注2: 本部室長、本部主任、地方課長、地方室長、地方主任の該当者は4人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、最高～最低を記載していない。

(研究職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額		
			平均	最高～最低	
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
本部学芸担当課長	1				
副館長	2				
学芸課長	7	53.6	11,130	12,290	8,271
主任研究員	42	49.0	8,813	10,080	7,365
研究員	3	37.5	5,656		

注1: 本部学芸担当課長、副館長の該当者は2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均年齢以下の項目を記載していない。

注1: 研究員の該当者は4人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、最高～最低を記載していない。

④ 賞与(令和5年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／研究職員))
(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 45.6	% 45.9	% 45.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 54.4	% 54.1	% 54.3
	最高～最低	% 56.2～52.4	% 54.7～53.5	% 54.9～53.6
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 54.6	% 54.4	% 54.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 45.4	% 45.6	% 45.5
	最高～最低	% 49.8～42.4	% 48.6～43.0	% 47.3～42.9

(研究職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 45.0	% 45.3	% 45.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 55.0	% 54.7	% 54.8
	最高～最低	% 56.2～53.6	% 55.9～53.5	% 54.9～54.8
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 54.6	% 54.2	% 54.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 45.4	% 45.8	% 45.6
	最高～最低	% 49.8～43.2	% 49.8～43.1	% 49.8～43.8

3 給与水準の妥当性の検証等

事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	・年齢勘案 96.4 ・年齢・地域勘案 90.0 ・年齢・学歴勘案 94.3 ・年齢・地域・学歴勘案 88.3
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	該当なし
給与水準の妥当性の 検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 79.8% (国からの財政支出額 8,523百万円, 支出予算の総額 10,677百万円:令和5年度予算) 累積欠損額 0円(令和5年度決算) 支出総額に占める給与・報酬等支給額の割合 11.2% (支出総額(令和5年度決算ベース) 10,948,805千円, 給与・報酬等支出総額 1,227,555千円) 管理職の割合 4%(常勤職員数49名中2名) 大卒以上の割合 93.8%(常勤職員数49名中46名) (法人の検証結果) 俸給表、諸手当等の給与体系は国家公務員に準拠しており、国からの財政支出の割合は大きいものの、対国家公務員指数(年齢勘案は国を3.6ポイント下回っており、令和5年度の事務職員の給与水準は適切なものであると認識している。 (主務大臣の検証結果) 法人の職員の給与水準は、職務の特性や国家公務員、民間企業の従業員の給与等を勘案し、設定の考え方を明らかにすることが求められており、国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、その合理性及び妥当性について、説明責任を果たすべきこととされている。(独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)) 当該法人は、国家公務員の給与及び業務の実績等を総合的に勘案したうえで、職員の給与水準を設定しており、法人における給与水準の妥当性の検証結果から、適切な対応が執られていると考える。引き続き、適切な給与水準の設定に努めていただきたい。
講ずる措置	引き続き適正な給与水準を維持する。

研究職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	・年齢勘案 94.9 ・年齢・地域勘案 94.0 ・年齢・学歴勘案 94.7 ・年齢・地域・学歴勘案 93.9
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	該当なし
給与水準の妥当性の 検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 79.8% (国からの財政支出額 8,523百万円, 支出予算の総額 10,677百万円:令和5年度予算) 累積欠損額 0円(令和5年度決算) 支出総額に占める給与・報酬等支給額の割合 11.2% (支出総額(令和5年度決算ベース) 10,948,805千円, 給与・報酬等支出総額 1,227,555千円) 管理職の割合 3.6%(常勤職員数55名中2名) 大卒以上の割合 100%(常勤職員数55名中55名) (法人の検証結果) 俸給表、諸手当等の給与体系は国家公務員に準拠しており、国からの財政支出の割合は大きいものの、対国家公務員指数(年齢勘案は国を5.1ポイント下回っており、令和5年度の研究職員の給与水準は適切なものであると認識している。 (主務大臣の検証結果) 法人の職員の給与水準は、職務の特性や国家公務員、民間企業の従業員の給与等を勘案し、設定の考え方を明らかにすることが求められており、国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、その合理性及び妥当性について、説明責任を果たすべきこととされている。(独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)) 当該法人は、国家公務員の給与及び業務の実績等を総合的に勘案したうえで、職員の給与水準を設定しており、法人における給与水準の妥当性の検証結果から、適切な対応が執られていると考える。引き続き、適切な給与水準の設定に努めていただきたい。
講ずる措置	引き続き適正な給与水準を維持する。

4 モデル給与

(扶養親族がいない場合)

○ 22歳(大卒初任給)

月額 196,200円 年間給与 2,749,000円

○ 35歳(本部主任)

月額 322,680円 年間給与 5,369,000円

○ 50歳(本部室長)

月額 445,080円 年間給与 7,504,000円

※扶養親族がいる場合には、扶養手当(配偶者6,500円、子1人につき10,000円)を支給

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

昇格、昇給の実施及び勤勉手当の成績率の判定については、規則に基づく勤務の評定、または業務において特に優秀な成績を修めた職員の勤務成績を考慮している。

Ⅲ 総人件費について

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 992,509	千円 1,083,746	千円 1,227,552
退職手当支給額 (B)	千円 112,376	千円 61,742	千円 48,913
非常勤役職員等給与 (C)	千円 585,488	千円 637,048	千円 739,188
福利厚生費 (D)	千円 239,529	千円 247,110	千円 303,419
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 1,929,902	千円 2,029,646	千円 2,319,072

注: 中期目標管理法人及び国立研究開発法人については中期目標期間又は中長期目標期間の開始年度分から当年度分までを記載する。行政執行法人については当年度分を記載する。

総人件費について参考となる事項

法人内に令和4年3月28日付けで設置された国立アトリサーチセンターの運営のため、採用等人員の拡充が行われたため、常勤職員・非常勤職員ともに増となり、「給与、報酬等支給総額」は対前年度比113%、「非常勤役職員給与」は対前年度比116%となった。
また、これに伴い社会保険料額等による「福利厚生費」の増加があった(前年度比123%)。
「退職手当支給額」は、前年度に比べ退職者が少数となったため減じた(前年度比79%)。
これらを総合して、「最広義人件費」は対前年度比114%となった。

Ⅳ その他

事務・技術職員及び研究職員の定年年齢は65歳であり、令和5年4月1日に定年年齢を60歳から65歳に引き上げた(ただし段階的な引上げのため、令和13年度に制度完成予定)。定年年齢の引上げに伴い、60歳に達した管理監督職の職員は非管理監督職に降任する制度を設けているほか、職員の基本給について60歳に達する年度から7割水準とすることとした。